

## 平成16年度決算報告における会計検査院の指摘事項について

本概要は11月8日に会計検査院長から内閣総理大臣へ「平成16年度決算検査報告」が報告されたのを受けて掲載するものです。

### 会計検査院からの指摘事項

#### 1. 埋設温水管改修工事に関する件

平成15年度に施工した埋設温水管改修工事において、仮設工事である山留工事に未施工分があるとの指摘を受けたものです。

当法人では、指摘に至る過程で平成17年9月に請負者から5,342,515円の返還を受け、平成17年10月に国庫に返納しました。

#### 2. 研究用機械の購入契約に関する件

研究用機械の購入契約に当たり、取り扱える県外の代理店等を競争に参加させていなかったと指摘を受けたものです。

指摘を受け、平成17年度からは調達情報を当法人のホームページにおいても公表し、県内に限らず幅広く競争参加者を募るよう改善の処置を取りました。

当法人では再発防止のため、担当職員に対して施工管理、監督の知識向上に必要な研修への参加及び設計コンサルの積極的な活用等の対策を行い再発防止及び厳正な業務執行に取り組むこととしており、今後とも適正な会計処理に努めていくこととしています。

なお、「平成16年度決算検査報告」での該当部分は以下のとおりです。

#### 【問い合わせ先】

(独) 農業生物資源研究所 財務監査官

電話番号 029-838-7028

# 平成16年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 16 年度決算検査報告を作成し、平成 17 年 11 月 8 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 17 年 9 月 6 日、内閣から平成 16 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を終えて平成 17 年 11 月 8 日内閣に回付した。

(第7 独立行政法人農業生物資源研究所)

第3章 第2節 第7

独立行政法人農業生物資源研究所

不 当 事 項

工 事

(285) 埋設温水管改修工事の実施に当たり、監督が十分でなかったなどのため山留工が施工されていないもの

科 目	構築物
部局等の名称	独立行政法人農業生物資源研究所
工 事 名	B地区埋設温水管改修工事(大わし地区)
工 事 の 概 要	埋設温水管の老朽化により、平成15事業年度に新たに温水管等を布設して改修する工事
工 事 費	103,635,000 円
請 負 人	川本工業株式会社
契 約	平成15年8月 一般競争契約
しゅん功検査	平成16年2月
支 払	平成15年10月、16年3月 2回
支 払 金 額	103,635,000 円
不当と認める工事費	5,342,515 円

1 工事の概要

独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)では、平成15事業年度に、国の施設整備費補助金により「B地区埋設温水管改修工事(大わし地区)」を工事費103,635,000円で実施している。

この工事は、生物研究所の大わし地区(茨城県つくば市)内に所在する実験棟、温室等に熱エネルギー源を供給するため地中に埋設された温水管(以下「埋設温水管」という。)が老朽化したため、既存の埋設温水管を撤去するなどし、新たに、U型カルバート(延べ232.4m。以下「カルバート」という。)等を設置した上、カルバート等の内部に温水管を布設するものである。

そして、生物研究所では、カルバート等の設置に際して、地盤をバックホウ等で掘削する根切り工事を行うことから、掘削面の崩壊を防止し工事の安全な施工を確保するため、深さ1.5m以上の根切り工事を行う箇所について山留工を729㎡施工することとし、これに要する費用を含めて本件工事費を算定している。

この山留工は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等に基づき、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合には、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、施工しなければならないこととされている。

本件工事の施工場所は多数の研究施設が近接しており勾配を確保した掘削ができないこ

と、掘削面が崩壊するおそれがあることなどから、生物研究所では、特記仕様書及び現場説明書により、根切り深さが1.5m以上の部分については山留工の施工を請負人に義務付けている。

## 2 検査の結果

検査したところ、山留工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、請負人が生物研究所に対して提出していた施工計画書には、山留工の施工場所、方法等について記載されておらず、実際にも、カルバート等の設置において、根切り工事の際に施工することとされていた山留工は729㎡のうち575㎡が施工されていなかった。

このような事態が生じていたのは、生物研究所において、特記仕様書等に明示した山留工の施工についての監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件工事は、安全な施工を確保するために特記仕様書等において山留工の施工を義務付けているのに、山留工729㎡のうち575㎡が施工されておらず適切を欠いていて、これに係る工事費相当額5,342,515円が不当と認められる。

第6 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、第7 独立行政法人農業生物資源研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

独立行政法人名	(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構)
	(2) 独立行政法人農業生物資源研究所
科 目	(1) (農業技術研究業務勘定(平成15年10月1日以降)) 工具器具備品
	(2) 機械及び装置
部局等の名称	(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターほか6研究所
	(2) 独立行政法人農業生物資源研究所
契約の概要	研究用機器の購入
適切な契約事務を実施する要があると認められた契約件数及び契約金額	(1) 31件 1億8934万円(平成15、16両事業年度)
	(2) 21件 7753万円(平成15、16両事業年度)

1. 購入契約の概要

(研究用機器の購入)

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構。以下「研究機構」という。)及び独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)では、農業等に関する種々の試験、研究等を行っている。そして、両法人では、15、16両事業年度に、国の施設整備費補助金又は運営費交付金により、試験、研究等の実施に必要な研究用機器を購入している。

(契約方式の決定方法)

両法人における研究用機器の購入に係る会計事務処理は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構会計規程(13規程第26号)等及び独立行政法人農業生物資源研究所会計規程(13農生研第28号)等に基づき行うこととされ、次のとおり規定されている。

- ① 購入契約を締結する場合には、原則として一般競争に付することとし、一般競争に付することが不利と認められるときなどの場合は指名競争に付するものとする。
- ② 契約の性質又は目的が競争を許さないとき、緊急を要する場合で競争に付することができないとき、競争に付することが不利と認められるときは随意契約によるものとし、予定価格が500万円を超えない物品を買い入れるときなどの場合には随意契約によることがで

きる。

- ③ 随意契約による場合でも、原則として予定価格を定め、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

(随意契約の会計事務処理)

両法人では、研究用機器を随意契約で購入する場合の事務処理を次のように行っている。

- ① 研究者は、購入予定の研究用機器について、2、3社の製造メーカーの機種を機能などの面から検討する。
- ② 研究者は、これらのうちから、原則として実施予定の研究業務に必須な機種として特定の製造メーカー1社の研究用機器を選定し、各研究施設の契約担当職員に対し、当該研究用機器の購入の請求を行う。
- ③ これを受けた契約担当職員は、仕様の精査を行うなどして予定価格を定める。
- ④ 契約担当職員は、予定価格作成後、購入予定の研究用機器が、製造メーカーにより直接販売されている場合には、契約の相手方は製造メーカー1社となるため、当該製造メーカーから見積書の提出を受ける。また、当該研究用機器が製造メーカーの販売代理店や特約店(以下、これらを「代理店」という。)を通じて販売されている場合には、原則として研究施設が所在する各都道府県内(以下「県内」という。)の代理店1社又は複数社から見積書の提出を受ける。
- ⑤ 契約担当職員は、当該研究用機器が製造メーカーにより直接販売されている場合には、予定価格の範囲内で見積価格であれば当該製造メーカーと随意契約により研究用機器を購入する。また、代理店を通じて販売されている場合には、1社の場合は予定価格の範囲内で見積価格であれば当該代理店と、複数社の場合は予定価格の範囲内で最低の見積価格を提出した代理店と随意契約により研究用機器を購入する。

(代理店の取引地域及び実施可能な契約事務)

研究用機器の製造メーカーは、一定の地域における代理店の設置に当たって、1社しか認めない場合と複数社の設置を認める場合がある。また、代理店には、製造メーカーとの代理店契約により、取引地域について、県内など一定の地域に限定している場合と取引地域を限定していない場合がある。

したがって、両法人と代理店との契約事務は、次のようになる。

購入予定の研究用機器を取り扱う代理店が県内に複数社ある場合には、県内の代理店各社による競争契約又は各社からの見積書の徴取による随意契約ができる。しかし、県内に代理店が1社しかない場合には、当該代理店との随意契約となるが、上記の代理店契約において取引地域を限定されていない代理店が県外にあれば、県外の代理店からも購入することが可能であるので、県外の代理店を含めた各社による競争契約又は各社からの見積書の徴取による随意契約ができる。

## 2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

両法人では、研究用機器の購入に係る支払額が毎年度多額に上っている。そこで、研究機構の内部組織である中央農業総合研究センターほか9研究所(以下「機構研究所」という。)及び生物研究所において、15、16両事業年度に締結された研究用機器の購入契約のうち、機

構研究所における1件当たり300万円以上の309件、契約金額20億2634万余円、生物研究所における1件当たり100万円以上の154件、契約金額8億3646万余円を対象として、その契約方式の決定方法が公正性及び競争性を確保したのとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、15、16両事業年度において、研究用機器を随意契約により購入した件数、契約金額は、機構研究所166件、8億7290万余円、生物研究所123件、4億9779万余円となっており、このうち、1社のみから見積書を徴取しているものは、機構研究所108件、6億4231万余円、生物研究所43件、3億2810万余円となっていた。そして、製造メーカーが直接販売する場合や代理店の取引地域が限定されかつ県内に代理店が1社しかない場合を除いた中央農業総合研究センターほか6研究所<sup>(注2)</sup>31件(契約金額1億8934万余円)、生物研究所21件(契約金額7753万余円)の購入契約において、次のとおり、契約方式の決定が適切でなかったり、見積書の徴取が適切でなかったりして、公正性及び競争性が確保されていないと認められる事態が見受けられた。

ア 契約方式の決定が適切でなかったもの

機構研究所	粒度分布測定装置ほか17件	1億4487万余円
生物研究所	熱風循環乾燥機ほか4件	3305万余円

研究用機器の納入が可能な代理店が県内に1社しかないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして、当該代理店のみから見積書を徴取し、随意契約により購入していたが、県内に研究用機器の納入が可能な代理店が複数あったり、県外に取引地域を限定しない代理店があったりして、これらも含めて競争契約に付することが可能であった。

イ 見積書の徴取が適切でなかったもの

機構研究所	高速液体クロマトグラフほか12件	4447万余円
生物研究所	エチレン高感度分析装置ほか15件	4448万余円

研究用機器の予定価格が500万円を超えないため、随意契約により購入することとして、代理店1社から見積書を徴取していたが、県内に研究用機器の納入が可能な代理店が複数あったり、県外に取引地域を限定しない代理店があったりして、これらも含めて複数の見積書を徴取することが可能であった。

したがって、研究用機器の購入契約に当たり、適切な契約方式によっていなかったり、見積書の徴取が適切でなかったりしている事態は、契約事務における公正性及び競争性が十分確保されていないことから適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両法人において、研究用機器の購入契約に当たり、当該研究用機器の納入が可能な代理店が県内に複数社あるか又は県外にもあるかなどについて十分な調査を行っていなかったこと、公正性及び競争性の確保についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両法人では、契約事務における公正性及び競争性の確保を図るため、17年9月に、研究機構では機構研究所に対して事務連絡を発し、生物研究所では契約方法についての取扱いを定めて、研究用機器の購入契約については、調達先を県内の代理店に限らず県外の代理店も含めた競争参加者の拡大を図るなど適切な契約事務の実施について周知徹底を図った。

(注1) 中央農業総合研究センターほか9研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、畜産草地研究所、動物衛生研究所、北海道農業研究センター、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター

(注2) 中央農業総合研究センターほか6研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、動物衛生研究所、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター